



よくある質問

Q：令和8年4月からの認可保育園の入園申込みを行っていますが、「保育の必要性の認定」の申請は必要ですか。

A：令和8年4月入所で、認可保育園等の申込みを行っている方は、4月1日からの「保育認定」を既に受けていますので、申請は原則不要です。ただし、育児休業延長許可届を提出し待機となった場合は、保育の必要性の認定の対象外となるため、申請が必要となりますが、認可保育園等への申込みは、通常選考への切り替え、または、取り下げが必要となります。また、**求職中で認定を受けている場合は、原則として3か月間で認定期間が終了します（認定期間の更新を希望する場合は、必ず認定期間の終了月内に手続きが必要です。）**。詳しくはP. 3～7をご確認ください。

Q：令和8年6月1日からの入園希望で認可保育園の申込みを行っていますが、認可外保育施設は5月1日から利用しています。補助金はいつの分から受けられますか。

A：認可保育園等の申込みに伴い認定を受ける場合、認定開始日は**認可保育園等の利用希望開始月の1日から**となります。そのため、ご質問の場合は、6月1日からの「保育認定」しか出ておりません。**5月分からの補助を希望する場合は、5月中を認定開始日とした保育の必要性の認定の申請が別途必要**となります。

Q：「保育の必要性」の認定番号や認定期間などについては、どう確認すればよいですか。

A：区から送付している「施設等利用給付認定（変更）通知書」、「教育保育・給付認定決定通知書」又は「教育・保育給付認定変更決定通知書」をご確認いただきますようお願いいたします。

Q：パートで短時間の就労をしています、「保育の必要性の認定」は受けられますか。

A：1日4時間以上かつ月12日以上^の就労であれば、雇用形態にかかわらず、「就労」の要件で「保育の必要性」を認定します。上記に満たない就労の場合、「求職」での認定となり、原則として**3か月間で認定期間が終了します**（※期間を更新できる場合があります。）。詳しくはP. 6をご確認ください。

Q：0～2歳児クラスの住民税非課税世帯として施設認定を申請する場合の有効期間を教えてください。

A：令和8年4月～8月は、令和7年度の世帯の課税状況が非課税世帯だった場合に、0～2歳児クラスの「施設認定」が取得できます。令和8年9月～令和9年3月は、令和8年度の世帯の課税状況が非課税世帯だった場合に同認定が取得できます。そのため、**非課税世帯から課税世帯に変更となった場合は「施設認定」が取消し**となります。引き続き、保育の必要性の認定が必要な場合は、**新たに「保育認定」の申請が必要**です。

Q：「補助上限額（月額）」のページ（P. 10）に、「※3月の途中で保育の必要性の認定を受けた場合や、転出入、世帯状況等の変動があった場合は、当該月の補助上限額が日割り計算されます。」とありますが、日割り計算の具体例を教えてください。

A：日割り計算の例は次のとおりです。

（例）補助上限額が77,000円の方が、月末が31日の月の10日に認定を受けた場合

⇒ 対象となる日数が22日間のため、当該月の補助上限額は、

「77,000円×22日間÷31日=54,645円」となります（小数点以下は切捨て）。

（例）補助上限額が77,000円の方が、月末が30日の月の5日に他の自治体に転入（異動）した場合

⇒ 対象となる日数が4日間のため、当該月の補助上限額は、

「77,000円×4日間÷30日=10,266円」となります（小数点以下は切捨て）。

Q：利用している施設・事業が対象施設かどうか分かりません。

A：P. 8の補助対象施設・事業をご確認ください。なお、補助対象施設・事業となる「区から特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた施設・事業」は、区ホームページに掲載しています。他の自治体にある施設・事業については、ご利用される自治体のホームページにてご確認をお願いいたします。その他ご不明な点がございましたら、保育支援課事業支援係にご相談ください。

Q：現在「子育てサポート一時保育」で補助の決定を受けていますが、「ファミリー・サポート・センター事業」も合わせて利用しました。これは無償化の対象となりますか。また、何か手続きが必要ですか。

A：複数の施設・事業を併用した場合でもそれぞれ対象となります。ただし、「子育てサポート一時保育」で月々の補助上限額を超えている場合、それを超えて補助金が支給されることはありません。手続きについては、「内容変更届」と「ファミリー・サポート・センター事業」に係る「活動報告書」の提出が必要となります。

Q：補助金が振り込まれましたが、決定通知書に記載された金額より額が低いのはなぜでしょうか。

A：補助金は、保護者が施設・事業に支払った費用を区が確認し、補助上限額の範囲内でお支払いします。なお、お支払いの状況については原則施設からの報告により確認しますが、支払われた費用のうち、「特定費用」と呼ばれる一定の費用は補助の対象外となります。補助・事業の対象となる「特定子ども・子育て支援利用料（保育料）」の額と前述した「特定費用」の額については、施設・事業から各保護者に発行される「領収証兼提供証明書」にてご確認いただくことができます。詳しくはP. 10をご確認ください。

Q：国の幼児教育・保育の無償化による補助を受ける児童（3～5歳児クラス・0～2歳児クラスの住民税非課税世帯）が企業主導型保育施設に通った場合の補助上限額が低いのはなぜでしょうか。

A：企業主導型保育施設の保育料については、国の幼児教育・保育の無償化相当分を減じた額が設定されているため、下記の金額を差し引いた補助上限額となっています。

<国の幼児教育・保育の無償化相当分>

【3～5歳児クラス】37,000円 【0～2歳児クラス（住民税非課税）】42,000円

<補助上限額>

【3～5歳児クラス】

⇒77,000円（企業主導型保育施設以外の補助上限額）－37,000円＝40,000円

【0～2歳児クラス（住民税非課税）】

⇒80,000円（企業主導型保育施設以外の補助上限額）－42,000円＝38,000円

Q：国の幼児教育・保育の無償化による補助を受ける児童（3～5歳児クラス・0～2歳児クラスの住民税非課税世帯）が企業主導型保育施設から他の補助対象施設・事業へ転園等をする場合、補助上限額はどのように変わのでしょうか。

A：企業主導型保育施設へ転園等を行う場合には補助金の上限額が変わります。補助上限額変更後、ご自宅に内容変更通知書が届きます。具体的な事例は次のとおりです。

例1：3～5歳児クラスの児童が令和8年9月1日から企業主導型保育施設に通い、令和8年10月31日に退園し、令和8年11月1日から他の補助対象施設・事業へ通う場合

⇒令和8年9月1日から令和8年10月31日までは補助上限額が40,000円、令和8年11月1日から補助上限額が77,000円に変更になります。

なお、利用する施設が変わる場合には、内容変更届（補助金申請書兼口座振替依頼書同様、添付書類が必要な場合があります。様式は区ホームページに掲載しています。）の提出が必要です。

例2：0～2歳児クラス（住民税非課税）の児童が令和8年9月1日から他の補助対象施設・事業に通い、令和8年10月31日に退園し、令和8年11月1日から企業主導型保育施設へ通う場合

⇒令和8年9月1日から令和8年10月31日までは補助上限額が80,000円、令和8年11月1日より補助上限額が38,000円に変更になります。

なお、利用する施設が変わる場合には、内容変更届（補助金申請書兼口座振替依頼書同様、添付書類が必要な場合があります。様式は区ホームページに掲載しています。）の提出が必要です。

例3：3～5歳児クラスの児童が令和8年9月1日から企業主導型保育施設に通い、令和8年10月に退園し、その後、他の補助対象施設・事業へ通わなかった場合

⇒令和8年9月1日から令和8年10月31日までは補助上限額が40,000円、その後補助上限額が令和8年11月1日より補助上限額が77,000円に変更になります。

他の補助対象施設・事業へ通わなかった場合でも、自動的に補助上限額が変更になり、ご自宅へ内容変更通知書が届きます。

例4：3～5歳児クラスの児童が令和8年9月1日から企業主導型保育施設に通い、令和8年12月1日より他の補助対象施設・事業を利用し、令和9年1月末に企業主導型保育施設を退園した場合

⇒企業主導型保育施設に在籍している令和8年9月1日から令和9年1月末までの期間は補助上限額が40,000円となります。企業主導型保育施設を退園した翌月の令和9年2月1日より補助上限額が77,000円に変更になります。

なお、他の補助対象施設・事業を併用している場合で、企業主導型保育施設を退園した場合には保育支援課事業支援係まで必ずご連絡ください。

Q：区ホームページの「特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた施設」（P.8）に、利用中の施設が掲載されていませんでしたが、補助対象外の施設でしょうか。今後、補助対象の施設となる可能性はないのでしょうか。

A：幼児教育・保育の無償化の対象施設となるには、まず施設が区に無償化の確認申請を行う必要があります。

区ホームページに掲載している「特定子ども・子育て支援施設等確認一覧」については、毎年4月1日付け又は一覧の内容に変更のあった翌月1日付けで更新しております。そのため、上記一覧に掲載されていない施設は、補助対象外の施設ということになります。なお、新規の確認申請の受付は随時行っておりますので、東京都に認可外保育施設としての届出を行う等の一定の要件が整えば、一覧に掲載されていなくとも今後確認申請手続きを経て補助対象の施設となる場合はございます。まずは施設の担当者にご相談ください。

Q：前年度に保育の必要性の認定を受けています。毎年度の申請はしなくてよいといわれたはずですが、今年度の補助金が振り込まれていません。

A：補助金の申請・請求の手続きは年度ごとに行う必要があります。

補助金の支給を受けるためには、＜手続き その1＞保育の必要性の認定申請と＜手続き その2＞補助金の申請・請求の2つのお手続きが必要です（詳しくはP. 2をご確認ください。）。

そのうち、保育の必要性の認定について、就労等の要件で認定を受けており「認定有効期間」が「就学前まで」となっているものについては、ご家庭の就労状況等に変更がなければ、認定を受けた年度を超えても認定期間が継続するため、年度ごとに認定申請を行う必要はありません（対象者に対して個別に通知している現況届については、ご回答いただく必要があります。詳しくはP. 6をご確認ください。）。

これに対し、補助金の申請・請求の手続きは年度ごとに行う必要があります。令和6年度以前に補助金の交付を受けていても、令和7年度も引き続き補助金を希望する場合は、保育の必要性が継続していても改めて補助金の申請・請求を行う必要があります（詳しくはP. 10をご確認ください。）。

なお、令和6年度末に補助金の交付を受けている対象者が在籍していた施設・事業については、施設・事業を通じてもれなく令和7年度の補助金のお知らせを行っています。

Q：ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を利用していますが、保育の必要性の認定を受けていれば本補助金の申請はできますか。

A：ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の補助金と重複しなければ、申請することはできます。

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）で利用した施設・事業の利用料によっては、両方の補助金を申請し、受けることができる場合があります。